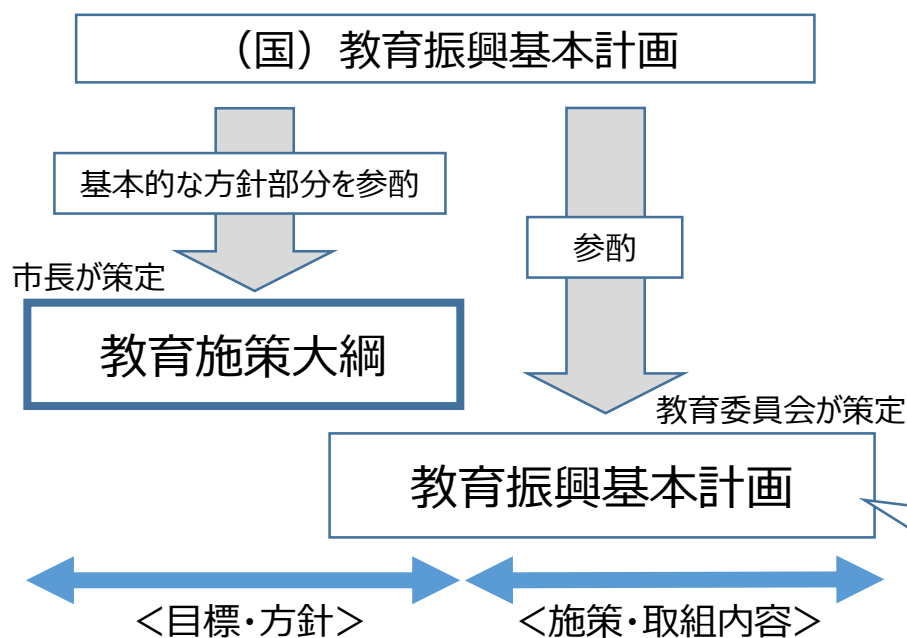


教育施策大綱の策定について

- 近年の教育行政においては、福祉や地域振興など、一般行政との密接な連携が必要となっている。
- また、教育委員会の所管事項においても、予算編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。
- これらを踏まえ、市長と教育委員会が、本市の教育、学術及び文化の振興に関する課題や方向性を共有し、**地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、市長が総合的な施策の目標や根本となる方針を策定する。**



<大綱策定の考え方>

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その**目標や根本となる方針**を定める。
- 大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、**地方公共団体の長に対して策定の義務が課されている。**
- 教育の他、学術、文化、スポーツも対象となるが、**地域の实情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載する必要はない。**

※教育大綱と教育振興基本計画の関係性

- どちらが上位という明確な位置づけはない。
- 教育振興基本計画の目標や施策の根本となる方針の部分を大綱に該当すると位置づけることができる。

大綱策定の際は、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、**総合教育会議**において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが重要。